

歌志内市議会会議録

第5日目（平成25年3月18日）

---

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、4番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案9件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

欠席されますのは、原田議員であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第3 報告第2号議案第1号歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第2号歌志内市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第3号歌志内市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て、議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号指定管理者の指定について、議案第14号指定管理者の指定について、議案第15号石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について、以上、平成25年3月7日、条例・予算等審査特別委員会付託。議案第22号平成25年度歌志内市一般会計予算、議案第23号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第24号平成25年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第25号平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第26号平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号平成25年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成25年3月8日、条例・予算等審査特別委員会付託。議案第29号指定管理者の指定について、以上、平成25年3月12日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長梶敏さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（梶敏君） — 登壇 —

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第1号歌志内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

議案第2号歌志内市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について。

議案第3号歌志内市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

議案第5号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第11号歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第12号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第13号指定管理者の指定について。

議案第14号指定管理者の指定について。

議案第15号石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託について。（平成25年3月7日付託）。

議案第22号平成25年度歌志内市一般会計予算。

議案第23号平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第24号平成25年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算。

議案第25号平成25年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第26号平成25年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第27号平成25年度歌志内市病院事業会計予算。（平成25年3月8日付託）。

議案第29号指定管理者の指定について。（平成25年3月12日付託）。

2、審査の経過。

3月13日、14日、15日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも原案どおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、報告第2号について採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第7号まで、議案第9号から議案第15号まで、議案第22号から議案第27号まで及び議案第29号の20件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 議案第30号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第30号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第30号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,461万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,114万4,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

これは国の平成24年度補正予算において、ロータリー除雪車購入事業が社会資本整備総合交付金事業に採択され実施しようとするものですが、事業の年度内での完了が見込めないことから、平成24年度予算の繰越事業として繰越明許するものであります。

繰り越し内容について御説明いたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名ロータリー除雪車購入事業。金額4,099万1,000円。これは老朽化したロータリー除雪車を更新しようとするもので、事業内容は備品購入費が4,097万9,000円、自動車損害賠償責任保険料が1万2,000円であります。

次に、第3表、地方債補正。

1、追加。起債の目的、ロータリー除雪車購入事業。限度額1,440万円。これはロータリー除雪車購入事業が社会資本整備総合交付金事業に採択されたことに伴う過疎対策事業債の追加であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節役務費1万2,000円の増額補正は、ロータリー除雪車購入にかかる自動車損害賠償責任保険料であります。

18節備品購入費4,097万9,000円の増額補正は、繰越明許費で説明しましたロータリー除雪車購入費であります。

次に、2目道路維持費、13節委託料、927万4,000円の増額補正は本年2月下旬からの集中的な降雪等に伴う除排雪経費の増嵩による除雪委託料の増であります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費50万円の増額補正は、積雪量の増加に伴う改良住宅及び公営住宅の空戸にかかる屋根雪おろし経費の増であります。

次に、15款1項1目とも予備費615万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

9款1項1目1節とも地方交付税401万4,000円の増額補正は、国の補正予算により地方交付税の総額が増額されたことに伴い、予算超過分として減額されていた調整額が解消され増額交付となったものであります。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費補助金、3節社会資本整備総合交付金2,620万円の増額補正は、ロータリー除雪車購入事業の増であります。

次に、20款1項とも市債については、第3表、地方債補正のところで説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で、議案第30号の一般会計補正予算の事項別明細を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 4ページの中の委託料が927万4,000円、これ予定の回数から見ると何回ぐらいふえた格好になっているのか、お尋ねいたします。

それと空戸の屋根の雪おろしということで説明あったのですけれども、これは所管のほうで巡回を全体をしていて、危険だというふうに判断して行っているのが多いのか、それとも近隣の入居者から申告があってやむなくというのが多いのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、1点目の委託料の関係でございますが、予定34回の当初予算の予定でございましたが、9回ふえまして、43回分として予算を計上させていただくこととしております。

それと住宅のほうの除雪の関係でございますが、空戸の部分に関しての地域住民からの苦情なのか、パトロールをしてかということでございますけれども、パトロールをしながら道路に落ちるとか、そういう部分については我々行政の判断でやっている部分もございまして、地域住民の方から言われる部分もございまして、ほとんどがパトロールによる除雪ということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今、9回ふえて900万円ということは、1回当たり雑駁100万円かかるよということの理解でよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） おおむねそうでございますけれども、このたびの補正につきましては9回分と今後の路面の整正、そういう部分も含めておりますが、おおむね1回入れれば100万円程度かなということになります。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第1号から意見書案第3号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第5 意見書案第1号から日程第7 意見書案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第1号ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）、意見書案第2号配合飼料の価格高騰対策を求める意見書（案）、意見書案第3号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）以上3件の議案について

て、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていなため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

配合飼料の価格高騰対策を求める意見書（案）

畜産・酪農は国民の重要な食料の供給源であるとともに、我が国の重要な産業として地域経済にも大きく貢献をしています。

畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存しており、その価格は米国やオーストラリアをはじめとする輸入国における収穫量の増減に左右されます。平成20年の異常高騰以降、配合飼料価格は高止まりで推移していますが、昨年、米国での記録的な干ばつの影響により、とうもろこしの生育状況が悪化、収穫量が減少したことで国際穀物価格が再び急騰し、配合飼料価格も大幅な値上げとなっています。

政府においては、昨年9月、異常補てんの発動基準の引下げや異常補てんから通常補てんへの無利子貸付け等を行う配合飼料価格高騰対策、及び11月には、異常補てん基金への積み増し等の飼料価格高騰等への緊急対応など、価格高騰に対処すべく施策を講じていますが、配合飼料価格安定制度による補てんをもってしても生産者実質負担額は増加しており、こうした生産コストの増加による畜産経営の急激な悪化が危惧されています。

我が国の畜産・酪農にとって深刻な事態となっていることから、政府においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 畜産農家・酪農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付するため、政府の責任により万全の財源確保措置を講ずること。
- 2 配合飼料価格の高止まりにより畜産農家・酪農家の生産者負担額が増加していることから、新マルキン事業及び養豚経営安定対策事業による補てん金の確実な交付や牛乳乳製品の需要確保対策など、経営安定対策に万全を期すこと。
- 3 輸入飼料穀物の価格が高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、国産飼料の生産や流通等の機能強化による自給飼料増産対策、及び草地整備や草地の生産性向上対策等による生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、農林水産大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10-12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮し

て、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます。

#### 記

一、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめ細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと

一、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣

---

○議長（山崎数彦君） 意見書案第1号ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号配合飼料の価格高騰対策を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）については、

質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第4号から意見書案第7号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第8 意見書案第4号から日程第11 意見書案第7号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第4号生活保護基準引き下げに反対する意見書（案）、意見書案第5号拙速な「新基準」つくりをやめ、原発再稼働の反対を求める意見書（案）、意見書案第6号70歳から74歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）、意見書案第7号公務員賃金削減に反対する意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いいたします。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

生活保護基準引き下げに反対する意見書（案）

社会保障審議会の「生活困窮者支援」特別部会と生活保護基準部会は、高齢者をのぞくほとんどの世帯において、生活扶助基準の引き下げをはじめとした生活保護法の「改定」を同部会の報告書としてまとめました。すでに政府・与党は2013年度から支給水準を引き下げることが担当大臣が明言しています。

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の引き下げは、生活保護を受けられない新たな生活困窮者を生み出すだけでなく、就学援助、地方税、国民健康保険料、保育料などの減免に影響し、対象者を減らすことにもつながります。憲法第25条は、国民に人並みの生活を保障しています。国は貧困の解消にこそ努力することが求められています。しかるに、今般の報告書は国の責務は回避し、生活困窮を余儀なくされている国民の人権を軽視していると言わざるを得ません。

また、扶養能力のある親族が受給者の扶養を拒否する場合の親族の説明責任の強化を盛り込んだことは重大です。「親、兄弟に知られたくない」と生活保護申請をためらう人も少なくありません。これでは事態を悪化させるばかりです。しかも、こうした最後のセーフティネット

の崩壊につながる重要な内容の「改定」を議論する生活保護基準部会は、十分な時間をかけた検討を行わなかったことも問題です。

不況のもとでのセーフティネットの崩壊は、国民に底知れない不安と一層の生活苦をもたらします。

よって国は、生活保護基準の引き下げをはじめとした生活保護の改悪は行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

拙速な「新基準」づくりをやめ、原発再稼働の反対を求める意見書(案)

原子力規制委員会で進められる「新安全基準」づくりは、その期限を「規制委員会発足後10カ月」と決めるなど、あわただしく進められています。「再稼働」ありきで、拙速な「安全基準」づくりがおこなわれているとするなら本末転倒です。

「新基準」は、「軽水炉型」といわれる現在の原発の致命的欠陥は変えずに、シビアアクシデントや地震・津波の対策を講じることで安全が確保できる立場です。しかし、消防車や電源車など代替的な設備を強化するだけでシビアアクシデントは防げません。

活断層が真下にあっても、野外において地層・岩石が露出している「露頭」がみられなければ、原発の重要施設が建設できるとされるなど、停止中の原発の再稼働や新增設にお墨付きを与える内容となりかねません。

安倍首相は国会答弁で「収束しているということは簡単に申し上げられない」という立場を表明しています。

道民の安全、被災地・福島県の要望に沿って、「原発ゼロ」の立場を基本にし、拙速に結論をとりまとめない事を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

70歳から74歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書(案)

2008年から予定されていた70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口2割負担は、当初から高齢者の生活を考慮して凍結されてきました。しかし、この間厚生労働省は2割負担実施の方向を打ち出しています。2013年4月からの実施は見送られるようですが、2014年1月実施とも4月実施とも言われています。

高齢者は年金が下がる中で、国民健康保険料、介護保険料などの負担は上がり、大変きびしい生活を余儀なくされています。生活費節約のため食費を削る家庭も少なくありません。北海道では今冬厳しい寒さと大雪に見舞われた中、灯油代金の高騰で高齢者の生活はいっそう圧迫

されています。

高齢者は当然のことながら医療の必要性も高く、「70歳になれば負担が軽くなる」と心待ちにしている人も数多くいます。このような時に窓口負担を倍増させることは、医療が受けられない人を増やし、重症者の増加だけでなく命に関わる事態も増えることになりかねません。

よって、政府においては、下記の事項を実施するように要望します。

記

1. 70歳から74歳の医療費窓口負担2割へ引き上げを実施しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

公務員賃金削減に反対する意見書(案)

労働基本権制約の「代償措置」としての人事院勧告制度があるにもかかわらず、労使交渉にも基づかない議員立法で「給与臨時特例法」を成立させ、昨年4月から、国家公務員賃金の平均7.8%削減を強行しました。

この法律は、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する」ためとされています。しかし、公務員賃金削減は、福祉・医療職場など公務員準拠となっている労働者の賃金に直接影響をもたらすとともに、民間労働者の賃金にも影響を及ぼし、その結果、個人消費を冷え込ませ、地域経済に甚大な悪影響や国・地方の税収減につながります。また、東日本大震災からの復興には、国や地方自治体の役割と機能が十分に発揮される必要があり、そのためにも、公務員労働者の勤務条件改善や公務・公共サービス関連予算の拡充をはかるべきであり、こうした措置は、財政状況にも震災復興にもマイナスでしかありません。

全国のいたるところで自治体が苦闘しています。そのときの地方公務員賃金の引き下げは、自治体の努力に冷水をあびせ、地域経済を疲弊させ、再生を困難にするものです。

また、民間賃金抑制や先にあげた問題点をさらに深刻なものにし地域経済を疲弊させることに加え、労使交渉に基づく自主的な賃金決定を侵害することになりかねません。

よって、政府においては、以下の事項を実施するように要望するものです。

記

1. 地方公務員賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するという地方自治法の原則を擁護すること
2. 国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制することを前提としている地方交付税減額は撤回すること
3. 地方公務員の賃下げ予算を撤回し、民間と公務の賃下げの連鎖による所得の減少を断つこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第4号生活保護基準引き下げに反対する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号拙速な「新基準」づくりをやめ、原発再稼働の反対を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号70歳から74歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号公務員賃金削減に反対する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第8号から意見書案第9号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第12 意見書案第8号から日程第13 意見書案第9号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） ー登壇ー

意見書案第8号公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書（案）、意見書案第9号憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書（案）以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書  
（案）

政府は2009年5月13日、「公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とし、「公共サービス基本法」を制定した。

公共サービスはどのような形で行われても、その実施にあたっての最終的な責任はその公共サービスを実施すべき者にある。これはもちろん、それは実施形態が委託であるか直営であるかは問わない。自治体でも業務委託や指定管理者制度は広範に使用されているが、自治体の職員が直接サービスを提供していない場合でも、その実施にあたっての責任は自治体にある。

また、自治体内部にあっては、住民サービスの維持・拡充のために、臨時・非常勤職員がこれまで常勤職員の担ってきた業務に携わり、全国的に見ても全職員の3割以上を占めている。公務サービスの総合性・専門性・継続性を維持していくためには、こうした非正規職員の安定した雇用・均等待遇、常勤職員増員が求められている。

昨年、「労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備」することを目的に労働契約法が改正された。労働契約法は公務員を適用除外としているが、この法改正の主旨に照らせば、恒常的業務を担っている非正規職員の正規職員化、不合理な労働条件の禁止を準用適用し、公務の規範性を示すことが求められている。

EU諸国をはじめとする多くの先進諸国は、客観的に合理的な理由のない有期労働契約の締結自体を禁止し、無期契約労働者との均等待遇のための法規制を行っている。

ところが我が国には、契約期間の上限規制があるのみで、契約締結事由を制限する規定は存在しない。また、均等待遇については、ILO第100号条約を批准しているにもかかわらず、ほとんど改善がみられず、ILOの総会基準適用委員会から、過去3度にわたって、法及

び慣行の両面で男女同一価値労働同一報酬を積極的に推進していくよう求められている。

雇用の継続と安定性は、労働者の生存権（憲法25条）保障の要であるとともに、幸福追求権（憲法13条）の要素をなすものである。また、正規労働者と非正規労働者との待遇差は一種の「社会的身分」による差別（憲法14条）と評価可能なほど固定化するに至っている。

よって、本議会は関係機関において、下記項目の具体化をはかれるよう強く要請する。

1. 無期雇用原則の明文化、有期労働契約を締結できる事由についての規制（入口規制）、均等待遇原則の確立を柱とする有期労働契約規制を行うこと。
2. ILO第94号条約に基づき、国にあつては早急に公契約法を制定すること。
3. 増大する行政需要に柔軟に対応するため、均等待遇に基づく「任期の定めのない短時間公務員制度」を確立すること。
4. 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをなくすため、均等待遇に基づく賃金労働条件が確保されるよう関係法制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書（案）

政府は、国の役割を外交、防衛等に限定し、国民の基本的人権を保障する国の責任を後退させ、福祉や教育など国民生活に関わる地域間格差を拡大する道州制を導入しようとしている。福祉、医療、教育など、国民がどこに住んでいても憲法で規定する基本的人権に関わるナショナルミニマムは、憲法の定めにより、財源を含めて国が責任をもつことが求められている。今日、多くの自治体では国の「三位一体改革」による地方財政の削減と長引く不況により、深刻な財政危機に陥っている。国民の生活も「構造改革」によって深刻な「格差と貧困」がもたらされている。東日本大震災や福島第一原発事故の被災地では、「構造改革」によって地域経済が疲弊し、過疎化と高齢化が進み、市町村合併や自治体職員の削減が行われてきたことが、被災者の救援と生活再建、地域の復興をより困難にしている。いまこそ、憲法に基づき地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条）役割を発揮することが求められている。よって本議会は、憲法をいかし、地方自治及び地方財政の拡充をはかるために、国など関係機関において下記項目の具体化をはかれるよう要請する。

1. 憲法に基づき、地方自治を民主的に拡充すること。国の役割を外交、防衛等に限定し、国民のくらしと権利を守る国のナショナルミニマム保障の責任を後退させ、福祉における地域間格差を拡大する道州制を導入しないこと。
2. 地方整備局をはじめとした国の出先機関の廃止、地方移管を行わず存続させること。
3. 地域主権改革一括法に基づく「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」については、憲法で定める基本的人権に関わるナショナルミニマムの水準が維持・向上されるように、財源保障もふくめて国が責任を果たすこと。
4. 東日本大震災、福島第一原発事故をはじめとした災害被災者、被災自治体への支援を強め、住民のいのちと安全を守る防災対策を抜本的に強化すること。
5. 原発からの撤退と自然・再生可能エネルギーへの転換を地域循環型の経済復興と結びつけ

てすすめること。地域経済と自治体財政をゆがめてきた電源三法交付金を見直し、地域経済再生と自然・再生可能エネルギーの転換に活用すること。

6. 地方自治体が「住民福祉の増進」をはかる財源を確保できるように、地方交付税の拡充、住民の基本的な人権保障に関わる国庫負担金の存続・拡充などの財政措置を行うこと。
7. 地方財政の財源は、逆進性が大きく地域経済の衰退に拍車をかける消費税増税によるのではなく、大企業・大資産家への減税の見直し、米軍への思いやり予算、不要不急の大型公共事業の見直しなどで確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第8号公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見案第9号憲法をいかに地方自治および地方財政の拡充を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第14 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時32分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      川      野      敏      夫

署名議員      下      山      則      義